

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年12月15日

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 多田 英夫

1 当該招請の主旨

本業務については、東京航空地方気象台に設置し運用している全天カメラ式を取り外し、新島空港への輸送及び取付調整を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 東京管区気象台 全天カメラ等の移設及び取付調整
- (2) 業務内容 東京航空地方気象台に設置されている全天カメラ式を取り外し、新島航空気象観測所に輸送して取付調整を行う。
- (3) 作業期限 令和6年3月27日

3 業務目的

東京国際空港に設置している全天カメラ式を取り外して新島空港へ輸送し、離島における雲量・雲底の自動判別の新たなアルゴリズム確立のため、データを取得し最適な閾値を求めることを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域または東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、

国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

全天カメラが、航空機の離着陸の安全に必要となる空港の気象観測を行う機器であることを理解し、当該装置の機能に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

全天カメラ等の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような作業を実施できること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性が確保できる者であること。

(5) 守秘性に関する要件

当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

当台の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(7) 業務実績に関する要件

当該業務を実施するにあたり、構成する機器の構造、取り扱い方法について熟知し、各機器等の製造若しくは点検・調整及び修理等について実績を有すること。

(8) その他必要と認める要件

本装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204 - 8501

東京都清瀬市中清戸3 - 235

東京管区气象台総務部会計課第一契約係

電話042 - 497 - 7188

Mail tokyokanku_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

令和5年12月15日(金)から令和6年1月4日(木)まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年1月5日(金)17時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域または東海・北陸地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。